

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

6月18日発行

Vol.701

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

5/18 目

浪江町公式YouTube  
「なみえチャンネル」から

田植えは、つながりの種まき。  
今年も東京農業大学の学生が浪江町へ!!

5月18日(日)、浪江町の田んぼで東京農業大学の学生たちによる田植えが今年も行われました。



👉 6ページをご覧ください。

●「みなみそうまトピックス」から

- 相馬農業高校生徒による加工食品の庁内販売 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 4
- 双葉町 ----- 8

●新潟県

- 三条地域振興局で勤務する臨時的任用職員(総合土木または行政事務)を募集します --- 13

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- 令和7年度第2回入居者募集の募集結果 ----- 15

6/10 火

# 相馬農業高校生徒による加工食品の庁内販売

6月10日、南相馬市役所において、相馬農業高校の販売実習が行われ、14人の生徒たちが乳酸菌飲料やトマトジュース、パウンドケーキなどを販売して回りました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または  YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/C6nEBjP7SOY>



## 今週の番組

番組内容 [6/13~6/20]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 政府広報オンライン「戸籍へのフリガナ記載篇」／南相馬市長 6月 定例記者会見
- 13分～ 令和7年相馬野馬追 ～出陣～
- 58分～ 政府広報オンライン「戸籍へのフリガナ記載篇」／令和7年度 南相馬市中学校入学式
- 71分～ 大丈夫? あなたの家の耐震性
- 73分～ 南相馬市役所 採用のお知らせ
- 74分～ みゅーまとおさんぽ。 国見山森林公園
- 81分～ 南相馬いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP2
- 86分～ 防災メールの登録方法
- 89分～ 6月休日当番医／リクエストアワー



みゅーまくん



## 南相馬市からのお知らせ

### 後期高齢者「歯科口腔健康診査」のご案内

6月9日HP更新

福島県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健康診査を行います。

歯や口腔の機能が低下すると、食べ物が噛みにくくなったり、会話がしづらくなったりします。

**健診費用は無料**ですので、ぜひこの機会に受診してください。

対象の方には案内状兼受診券などを送付しています。

#### 対象者

- 75歳(昭和24年4月1日から昭和25年3月31日生まれの被保険者)
- 80歳(昭和19年4月1日から昭和20年3月31日生まれの被保険者)

#### 健診期限

11月29日(土)

#### 受診方法

実施歯科医療機関に電話で予約をする。

#### ▶ 実施登録医療機関一覧[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/kikanichiran.pdf>



**注意** 東日本大震災などにより県外避難をしている方は、受診予約前に問い合わせ先へ電話連絡をお願いします。

#### 検査内容

- ①問診
- ②口腔内診査
- ③口腔機能内検査

次ページへ続きます

## 当日の持ち物

- ①受診券
- ②歯科口腔健診票
- ③マイナ保険証(または被保険者証・資格確認書)

## 【問い合わせ先】

 **0120-100-698** 株式会社エスプールグローバル  
受付時間 午前8時30分～午後4時30分(土・日・祝日は除く)

## 問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



## 浪江町からのお知らせ

## 国・県等への要望書

6月16日HP更新

## 令和7年度提出の要望書

- ▶ 浪江町の復興・再生に向けた要望書(農林水産大臣宛て)(R7.6.15) [PDF]  
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23065.pdf>



※ 衆議院議員坂本竜太郎氏宛てにも同様の要望書を提出しました。

## 問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

## 津島地区の復興状況

6月11日HP更新

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

浪江町内は、平成25年4月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、津島地区は全域で帰還困難に指定され避難指示が継続していましたが、平成29年12月に一部が特定復興再生拠点区域に設定され、国による除染、インフラ復旧を進め、令和5年3月31日に避難指示が解除されました。

また、令和5年6月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設され、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和6年1月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和6年度から除染とインフラ整備を進め、早期避難指示解除を目指します。

## ▶ 津島地区の復興状況 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23020.pdf>



## ● 令和7年5月の動き

24日(土) 営農再開に向けた令和7年度津島地区水稻試験栽培田植えが行われました。



問い合わせ

津島支所

TEL 0240-36-2111

### 田植えは、つながりの種まき。 今年も東京農業大学の学生が浪江町へ!!

6月12日公開

5月18日(日)、浪江町の田んぼで東京農業大学の学生たちによる田植えが今年も行われました。アイリスオーヤマ・舞台ファームとの連携で実施されるこの取り組みは、今年で6年目を迎え、町の風物詩となりつつあります。

学生たちは秋の収穫までの間にも、稲の成長を見に浪江町を訪れる予定です。田植えを通して生まれた“つながり”が、今年もゆっくりと実を結び始めています。

▶ <https://youtu.be/zzHJsGqGPVE>



## ホッキ貝の漁解禁

6月からホッキ貝の漁が解禁されました。請戸漁港では連日、たくさんのホッキが水揚げされています。(資源保護のため、毎年2月～5月が禁漁期間)

ホッキの貝殻の色は、茶色やクリーム色など、それぞれ異なります。これは生息場所の砂の色の違い(茶色:砂地、黒っぽい:泥地)によるそうです。



公式YouTube「なみえチャンネル」では、「請戸漁師かあちゃんのカンタン浜料理」でホッキ貝の下処理から調理のコツまで丁寧に解説していますので、ぜひ、こちらをご覧ください。

▶ <https://youtu.be/y1vhGEtQq40>





## 双葉町からのお知らせ

### 戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

6月12日HP更新

令和5年6月2日、戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。)が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

- 改正法の施行日 令和7年5月26日

### 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

#### (1) 戸籍に記載される予定の振り仮名の通知

本籍地市区町村から、「戸籍に記載される予定の振り仮名の通知書」が、郵送されます。

- ※ 双葉町に本籍のある方には8月中旬ごろに発送する予定です。
- ※ 通知書が届きましたら、通知に記載されている振り仮名を必ず確認してください。

#### (2) 氏や名の振り仮名の届け出

##### ■ 通知書の振り仮名に誤りがない場合

届け出は不要です。令和8年5月26日以降、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

##### ■ 通知書の振り仮名に誤りがある場合

令和8年5月25日までに、必ず振り仮名の届け出をしてください。

##### ■ 振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しが必要な方

振り仮名の届け出をしてください。届け出した方から戸籍に振り仮名が記載されます。

マイナンバーカードに振り仮名が記載できるのは、令和8年6月頃の予定です。

振り仮名が記載されたマイナンバーカードが早期に必要な方は、令和8年5月25日までに振り仮名の届け出をしてください。

##### ■ 令和7年5月26日以降に出生届や帰化届などにより初めて戸籍に記載される方

出生届の名や帰化届などの氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

出生届により記載される振り仮名は、出生した子の名の振り仮名のみになります。

氏や父母の名の振り仮名は別途届け出がないと記載されません。

次ページへ続きます

### (3) 市区町村長による氏や名の振り仮名の記載

令和8年5月25日までに振り仮名の届け出がなかった場合、通知した振り仮名を本籍地市区町村により戸籍に記載します。

この記載がされた場合は、1回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく、振り仮名の変更の届け出ができます。

振り仮名の届け出をした後に、その振り仮名を変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

## 届け出の方法

### (1) マイナポータルからオンライン届け出

▶ 法務省サイト「オンライン届出について」

[https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow\\_online.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow_online.html)



### (2) 窓口での届け出

本籍地や最寄りの市区町村窓口で届け出できます。

本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)および本籍地から郵送された通知書をお持ちください。

### (3) 郵送での届け出

双葉町に本籍がある方は、届け書に必要事項を記載の上、末尾記載の届け先に郵送での届け出ができます。必ず日中連絡のつく電話番号を記載してください。

▶ 氏の振り仮名の届 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16872/01.pdf>



▶ 名の振り仮名の届 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16872/02.pdf>



## 届け出できる方

### (1) 氏の振り仮名の届け出

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出することとなります。

筆頭者が除籍されている場合にはその配偶者、配偶者も除籍されている場合は、子が届け出することとなります。

他の在籍している方と十分にご相談のうえ届け出してください。

次ページへ続きます 

## (2) 名の振り仮名の届け出

本人が届け出することになります。

15歳未満の方は親権者等の法定代理人が届け出ることとなります。

### 届け出の際の注意事項

- パスポートをお持ちの場合は、原則パスポートと同じ振り仮名にしてください。異なる振り仮名で届け出した場合は、パスポートの記載事項変更手続きが必要です。
- 戸籍に振り仮名が記載されると、住民票にも自動的に順次記載されます。住民票の振り仮名は年金事務所へも情報連携されているため、年金の受取口座の振り仮名と相違すると情報が一致しないことにより、年金の振り込みができなくなる可能性があります。戸籍の振り仮名を変更した場合は、口座名義変更の手続きも併せてご確認ください。
- 一般的な読み方でない振り仮名の場合は、その読み方を通用していることが確認できる資料(パスポートや預貯金通帳、健康保険の資格確認書の写しなど)を求める場合があります。
- 公序良俗に反する振り仮名は認められません。

### 届け出、問い合わせ先

双葉町役場 戸籍税務課 戸籍係

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

TEL 0240-33-0132

### 関連情報

- ▶ 法務省サイト「戸籍に振り仮名が記載されます」  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



- ▶ 消費者庁サイト「戸籍の振り仮名の届出に関連する詐欺にご注意ください」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_040](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_040)



- ▶ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト  
「マイナンバーカードの暗証番号について」  
[https://www.kojinbango-card.go.jp/faq-2/cat/?cat=faq\\_pin](https://www.kojinbango-card.go.jp/faq-2/cat/?cat=faq_pin)



問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

## 令和7年度双葉町会計年度任用職員募集のお知らせ

6月16日HP更新

## 1. 雇用期間

8月1日～令和8年3月31日

## 2. 募集期限

7月4日(金)

- 持参の場合：平日 午前8時30分～午後5時15分  
(双葉町役場総務課のみで受け付けを行います。土、日、祝日の受け付けはしていません。)
- 郵送の場合：7月4日(金)までの消印有効

## 3. 勤務地

双葉町役場 (双葉町大字長塚字町西73-4)

## 4. 募集業種等

業務名	職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助 (復興推進)	事務職	1	午前8時30分 ～ 午後5時15分	行政一般事務補助および業務補助 双葉町役場における復興推進事務および業務 ・会議等資料作成補助、書類整理、旅費伝票管理、各種申請書受付補助、イベント業務補助  ※必要な経験など ・基本的なパソコン操作(Word、Excelなどの利用) ・普通自動車運転免許(AT可)
行政一般事務補助 (戸籍税務)	事務職	1	午前8時30分 ～ 午後5時15分	行政一般事務補助および業務補助 双葉町役場における戸籍税務事務および業務 ・マイナンバーカードに係る事務補助、各種証明に係る窓口業務、電話対応、書類整理  ※必要な経験など ・基本的なパソコン操作(Word、Excelなどの利用) ・普通自動車運転免許(AT可)

◆業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

次ページへ続きます 

## 5. 面接予定日および会場

### ●面接予定日

面接は7月中旬を予定しています。日程および会場の詳細につきましては個別に連絡いたします。

### ●会場

双葉町役場

※ 面接前に書類選考を実施します。書類選考の結果、不採用となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6. 応募方法

指定の履歴書・経歴書にご記入のうえ、お住まいのお近くのハローワークが発行する「紹介状」と併せて、ご持参いただくか、もしくは郵送してください。

### ▶履歴書・経歴書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16837/01.doc>



**注意** 休業手当または失業手当を受けている方が、給付を受けながらの雇用はできませんのでご注意ください。

### 【応募先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 行政係

**TEL** 0240-33-0124

# 三条地域振興局地域整備部で勤務する 臨時的任用職員(総合土木または行政事務)を 募集します

6月18日

## 1 募集の概要

勤務場所	新潟県三条地域振興局地域整備部
勤務予定期間	8月1日(金)～令和8年1月31日(土) ※更新により令和8年3月31日まで延長する場合があります。
募集人数	1人
職種	総合土木または行政事務
勤務内容	●総合土木:土木事業に関する設計・積算、工事監理および各種調査などに関する業務 ●行政事務:土木に関する文書作成、データ入力など
募集期間	6月18日(水)～7月8日(火)
考査日	7月11日(金)

### 【臨時的任用職員とは】

- 正規職員の産前産後休暇・育児休業などにより代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

## 2 応募の資格

### (1) 資格要件

次のいずれかに該当する人

#### 【総合土木】

- ① 高等学校または大学などで主として土木(工学)または農業土木(工学)に関する科目を履修し、卒業した人
- ② 土木事業または土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の実務経験を有する人
- ③ 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する人

#### 【行政事務】

高等学校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人

次ページへ続きます 

## (2) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 3 勤務条件

### (1) 勤務時間等

- 勤務日 月曜日～金曜日
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 (休憩時間 正午～午後1時)

### (2) 給料

学歴、勤務経験などによって異なりますが、高校新卒者(18歳)の場合は、おおむね月額180,000円、大学新卒者(22歳)の場合は、おおむね月額220,000円です。

### (3) 諸手当

- 時間外勤務手当および休日給を支給します。
- 期末手当、勤勉手当、住居手当(借家・借間の場合に限る。)および通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

### (4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法または地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- (例)・職務上知り得た秘密を漏らすこと  
・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること など

詳しくは、

▶ 募集のお知らせ [PDF]

[https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/752782\\_2363255\\_misc.pdf](https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/752782_2363255_misc.pdf)



問い合わせ

新潟県三条地域振興局 地域整備部 総務課

TEL 0256-36-2202



# 令和7年度第2回 入居者募集の募集結果

6月2日(月)から6月10日(火)まで入居者の募集を行った、令和7年度第2回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	応募数	
							第1希望	第2希望
福島市	北信	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	飯坂	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	2		
	北中央	A	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
				一般住宅	2LDK	1		
	北沢又 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	1		
北沢又	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	4			
			一般住宅	3LDK	4			
			一般住宅	3LDK	8			
二本松市	根柄山 (ペット可)	A	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
			戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3		
	石倉	A B C	集合住宅	優先住宅	3LDK	5		
				一般住宅	2LDK	6		
				一般住宅	3LDK	35		
	若宮	A B	集合住宅	一般住宅	2LDK	1		
				一般住宅	3LDK	2		
	表 (ペット可)	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	1		
優先住宅(車いす)				3LDK	1			
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B C	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1	1	
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	10		1
郡山市	柴宮	A B	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	2	1	
				一般住宅	3LDK	2		2
			集合住宅 58・59号棟	優先住宅	3LDK	1		
				一般住宅	2LDK	1		
	日和田	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		

次ページへ続きます

所在地	団地名	対象者		住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	応募数		
								第1希望	第2希望	
郡山市	富田	A		集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	4			
					一般住宅	3LDK	8	3		
				集合住宅4号棟	優先住宅	3LDK	1		1	
	八山田	A	B	集合住宅	優先住宅	2LDK	7	5	1	
					一般住宅	3LDK	5	3	5	
	東原	A		集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	1	1		
					一般住宅	3LDK	4	2		
	安積	A	B	集合住宅	一般住宅	2LDK	4			
						3LDK	2	3		
	守山駅西 (ペット可)	A			2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	1	1
2戸1棟(2階建て)					一般住宅	3LDK	4	1		
三春町	平沢 (ペット可)	A	B		戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	1	
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	10		1
田村市	石崎北 (ペット可)	A			2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
白河市	南湖南 (ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3		
会津若松市	古川町	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	1	
						一般住宅	3LDK	2		
	年貢町	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		1
						一般住宅	3LDK	20		
					集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1	1	
		一般住宅	2LDK	1						
	白虎 (ペット可)	A			戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
城北 (ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2			
				2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	2			
南相馬市	北原	A	B	C	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	1	
							3LDK	9	1	
						優先住宅(車いす)	3LDK	4		
						一般住宅	2LDK	16	2	1
		3LDK	22	1						
	上町	A	B		集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
							3LDK	4	1	
						優先住宅(車いす)	3LDK	2		
一般住宅						2LDK	7			
	3LDK	19	2	2						

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	応募数	
									第1希望	第2希望
南相馬市	南町	A	B		集合住宅	優先住宅	3LDK	5	1	1
						一般住宅	2LDK	6	1	1
	牛越	A	B	C	集合住宅	優先住宅	3LDK	12		
						一般住宅	2LDK	1	1	
						一般住宅	3LDK	47		2
	西町 (ペット可)	A			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	1		
一般住宅						3LDK	1			
広野町	下北迫 (ペット可)	A	B		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	8		
いわき市	下神白	A	B		集合住宅	優先住宅	2LDK	1	1	
						一般住宅	2LDK	7		1
						一般住宅	3LDK	10	1	1
	家ノ前 (ペット可)	A	B		戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	5	4	1
	宮沢	A	B		集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
						一般住宅	2LDK	2		
	関船	A			集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
						一般住宅	2LDK	1		
	高萩 (ペット可)	A	B	C	2戸1棟(平屋) 戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	1		
						一般住宅	3LDK	12	3	1
	四ツ倉	A			集合住宅	一般住宅	3LDK	10	1	
	下矢田	A	B		集合住宅	優先住宅	2LDK	2	2	
						一般住宅	3LDK	1		1
	中原 (ペット可)	A	B		集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2		
						一般住宅	3LDK	2	1	
	中原	A	B		集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	2		
一般住宅						3LDK	4			
勿来酒井 (ペット可)	A			戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1			
勿来酒井	A			集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1			
					一般住宅	2LDK	2			
					一般住宅	3LDK	1			
				集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	1			

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	応募数	
							第1希望	第2希望
いわき市	北好間 (ペット可)	A	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1		
				一般住宅	3LDK	1	1	
	北好間	A	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	2LDK	1	1	
				一般住宅	3LDK	8	3	
	泉本谷	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	4		
					3LDK	1		
	磐崎	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	1	
					3LDK	1		
	平赤井	A	集合住宅	優先住宅(車いす)	3LDK	1		
				優先住宅	3LDK	2		
計						496	59	25

### ■抽選会

日時 6月23日(月) 午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター  
(福島県自治会館7階)

### お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

## 避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ **避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)**

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

### 三条市に避難している世帯数と人数(2025.6.18現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511